# 1. 離島振興対策実施地域

- 離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条に基づき主務大臣が指定
  - ※主務大臣: 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣
- 人口減少など離島を取り巻く状況の変化等を受け、離島振興対策実施地域の指定基準及び具体の地域指定の見直しを実施

## 2. 離島振興対策実施地域の指定基準



- 〇見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項(一部抜粋)
- 3 <u>未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、</u>寄港回数・最短航路距離等の<u>交通条件や社会経済状</u> <u>況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うよう行う。</u>

#### 香川県高松市大島の追加指定について

- 〇大島は、指定基準における要件(人口 要件および人口減少率)を満足
- ○香川県高松市では、有識者等からなる 「大島の在り方を考える会」を設置し、 振興方針を検討。昨年11月、同市により 振興方針及び振興方策が策定された
- 〇策定された振興方針及び振興方策を踏まえ、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項3」に基づき、離島振興対策実施地域追加指定の是非を検討

# 3. 香川県高松市大島の概要及び主な振興策

▶ 島の大半を「国立療養所大島青松園」が占める離島で、同園の入所者や職員等、 関係者のみが居住。短期的には、人権学習などによる歴史の伝承や交流促進を 中心とした振興方策を実施しつつ、将来的に定住促進を目指す。

# 人権学習

- 〇平成8年のらい予防法廃止後、人権学習のため 大島を訪れる児童・生徒等が増加
- 〇平成26年は小・中学生及び高校生の参加者が 過去最多となる2,688人



【人権学習の様子】

#### 大島の概要

〇人 口:115人(H22国調)

※78人(H27.4.1) 住民基本台帳より うち国立療養所大島青松園入所者:69名

〇人口減少率 :60%(H12→H22国調)

〇最短航路距離:4.8km 〇寄港回数:7回

○面 積:0.62 km2

うち0.602km2(島の97%)を青松園が占める 〇来島者数:4,538人(平成26年度)

※平成21年度:3,403人の約1.3倍



### 瀬戸内国際芸術祭

- 〇平成22年と平成25年の2回 開催
- ○大島へは全国より4,000人を 上回る方が来島
- ⇒定住のきっか けとしてアー ティスト・イン・ レジデンスを 検討



【ガイドツアー】

# さらなる振興に向けて

- 〇大島を紹介する広報活動や交流イベントの企画などに離島活性化交付金の活用を検討
- ○人権学習の場、入所者との交流の 場、来島者の宿泊可能な場等とし

て、大島青松園 の空き施設の 活用を検討 (社会交流会館)



【活用予定施設】